

## 令和7年度第1回府中市地域公共交通に関する運賃協議会会議録

1 日時 令和7年9月26日（金）午前9時45分～午前10時10分

2 場所 府中駅北第二庁舎3階小会議室

3 出席者

(1) 委員出席者10名

| 選出区分                           |       | 所属等              | 氏名              | 備考                  |
|--------------------------------|-------|------------------|-----------------|---------------------|
| 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者  | 議事(1) | 京王バス株式会社         | 三浦 裕介           | 道路運送法第9条第4項第2号に定める者 |
|                                | 議事(2) | つくば観光交通株式会社      | 欠席<br>※会長に権限を委任 |                     |
|                                | 議事(3) | 京王自動車株式会社        | 石井 正己           |                     |
|                                | 議事(4) | 三和交通多摩株式会社       | 奥田 隆史           |                     |
| 府中市地域公共交通協議会規則第2条第4号及び第5号に掲げる者 |       | 府中市シニアクラブ連合会     | 小町 篠            | 道路運送法第9条第4項第4号に定める者 |
|                                |       | 府中視覚障害者福祉協会      | 太田 恵子           |                     |
|                                |       | 府中市肢体不自由児者父母の会   | 河井 文            |                     |
|                                |       | 公募による市民          | 北村のぞみ           |                     |
|                                |       | 公募による市民          | 林田あゆみ           |                     |
| 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者           |       | 国土交通省関東運輸局東京運輸支局 | 小林 聡<br>※オンライン  | 道路運送法第9条第4項第3号に定める者 |
| 府中市の職員                         |       | 府中市都市整備部         | 山田 英紀           | 道路運送法第9条第4項第1号に定める者 |

(2) 事務局 5名

轟都市整備部次長、三輪計画課交通企画担当主幹、  
山下部計画課交通企画担当主査、蓑田計画課事務職員、荒井計画課事務職員

(3) 委託業者 2名

株式会社建設技術研究所

4 会議公開の有無  
有

5 傍聴者  
3名

6 議題

再編後の府中市コミュニティバス「ちゅうバス」の運賃について

- (1) バス路線の運賃について
- (2) ワゴン路線「よつや苑西循環」の運賃について
- (3) ワゴン路線「武蔵台循環」の運賃について
- (4) ワゴン路線「新府中街道ルート」の運賃について

7 会議内容

- ・議題(1)の「バス路線の運賃について」は、関連するワゴン路線の運用について質疑があり、内容について了承された。
- ・議題(2)の「ワゴン路線「よつや苑西循環」の運賃について」は、質疑はなく了承された。
- ・議題(3)の「ワゴン路線「武蔵台循環」の運賃について」は、運賃を適用する期間について質疑があり、内容について了承された。
- ・議題(4)の「ワゴン路線「新府中街道ルート」の運賃について」は、実証運行を継続または見直す場合の想定される期間等について質疑があり、内容について了承された。

## 8 会議録

### ○事務局

地域公共交通協議会に引き続き、よろしくお願いいたします。なお、運賃協議会についても、オンラインでのご出席を可能としておりますのでご了承ください。  
まず、本日の資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

### ○事務局

地域公共交通協議会と同様、(株)建設技術研究所のスタッフが本会議に同席させていただくほか、議事録作成のため、録音や写真撮影をさせていただきますので、ご了承願います。以降の議事進行につきましては、議長が選出されるまでの間、会長にお願いします。それでは、よろしくお願いいたします。

### ○会長

ただいまから、令和7年度第1回 府中市地域公共交通に関する運賃協議会を開会いたします。  
まず、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

### ○事務局

出席状況についてご報告します。小町様につきましては遅れるとのこと。小林様につきましては、オンラインでご出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。出席状況については以上でございます。

### ○会長

つづきまして、傍聴者の有無について報告をお願いします。

### ○事務局

地域公共交通協議会から引き続き、3名の方に傍聴いただきます。

### ○会長

それでは、次第2「議長の選出について」でございます。議長につきましては、府中市地域公共交通に関する運賃協議会設置要領第5第1項の規定により「互選により定める」こととなっております。皆様いかがでしょうか。

ご希望がなければ、このまま私が議長を務めさせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

### ○議長

よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、協議運賃・運賃協議会の概要について、運行事業者の皆様も含めて共有したいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局

(資料1に基づき説明)

○議長

それでは議事に入りたいと思いますので、名簿の議事(1)京王バス株式会社以外の運行事業者の皆様は、お手数ですが一度ご退室をお願いします。

(京王自動車㈱、三和交通多摩㈱ 退室)

○議長

それでは、議題の(1)「バス路線の運賃について」です。事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料2及び資料3に基づき説明)

○議長

それでは委員の皆様よりご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

○委員

ワゴン路線で乗り残しが生じた場合はどのように対応するのでしょうか。

○事務局

現在の議題はバス路線の運賃についてですが、関連してワゴン路線の乗り残し対応についてご説明します。ワゴン路線では車両の乗車人員が少なくなるため、乗車できなかった方がいた場合、運転手が関連するタクシー事業者に連絡して追走車両を用意する取り扱いとなっています。

○議長

ほかにご質問やご意見等はないでしょうか。それでは、ないようですので、議題(1)について了承としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長

それでは、本件については了承することといたします。議事(1)の事業者の方は退室をお願いします。ありがとうございました。

(京王バス㈱退室)

○議長

つづいて、議題の(2)「ワゴン路線「よつや苑西循環」の運賃について」ですが、当日資料でお配りした委任状のとおり、つくば観光交通株式会社については、都合によりご欠席となり、運賃協議会会長に権限が委任されておりますので、このまま議事を進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料4に基づき説明)

○議長

説明が終わりました。ご質問やご意見はありますか。

○議長

ないようですので、議題(2)について了承としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長

それでは、本件については了承することといたします。ありがとうございます。

○議長

つづいて、議題(3)「ワゴン路線「武蔵台循環」の運賃について」です。対象となる事業者の入室を許可します。

(京王自動車㈱ 入室)

○議長

事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料5に基づき説明)

○議長

説明が終わりました。ご質問やご意見はありますか。

○委員

適用する期間が令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっていますが、地域公共交通協議会で話題となった4条と21条の違いで期間を設定してい

るということでしょうか。

○事務局

ご指摘のとおり、こちらの路線は道路運送法 21 条 2 項に基づき実証運行を行うものです。21 条 2 項では、一時的な需要がある場合に乗用の免許を持っている事業者に乗合事業を運行していただくことになっているため、最大 3 年程度で終期を定める必要があります。今回の実証運行では、期間を 1 年間と設定したうえで、継続要否や路線変更については利用状況に応じて検討することとしております。

○議長

ほかにご質問やご意見等はないでしょうか。

それでは、ないようですので、議題(3)について了承としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長

それでは、本件については了承することといたします。議事(3)の事業者は退室をお願いします。ありがとうございました。

(京王自動車㈱ 退室)

○議長

つづいて、次第 2 「議題」の(4)「ワゴン路線「新府中街道ルート」の運賃について」です。対象となる事業者の入室を許可します。

(三和交通多摩㈱ 入室)

○議長

事務局より説明をお願いします。

○事務局

(資料 6 に基づき説明)

○議長

説明が終わりました。ご質問やご意見はありますか。

○議長

ないようですので、議題(4)について了承としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長

それでは、本件については了承することといたします。

議事(4)が終わりましたので、他の事業者の皆様にもご入室いただきます。

(各社入室)

○議長

つづきまして、次第4「その他」について、何かございますか。

○委員

実証運行として1年間運行するということですが、運賃設定については地域公共交通協議会においても100円が適正なのか議論があったほか、運賃に関するアンケート結果でも様々なご意見がありました。運賃設定がこのままでよいのか検討するのは、どのくらいの期間を想定しているのでしょうか。

○事務局

ワゴン運行の路線や運賃設定をどの程度の期間で評価し、次の検討をするのかについては、実証運行は1年間を前提としているため、運行開始当初から利用状況や周辺住民のご意見を確認し、順次検討する必要があると考えています。具体的にはアンケート等で意見をいただいたほか、運行経費が事業者ごとに異なるため、各路線の収支率の状況や、他のバス事業への影響などを複合的に考慮し、地域公共交通協議会で検討いただいたうえで、運賃を変更する場合は運賃協議会で議論いただくこととなります。

○議長

実証運行がうまくいっているのか、何らかの変更する必要があるのかの判断が、いつ頃までにできるのか、変更するとすれば令和9年4月1日から反映するのかについて、ご心配されているものと思います。事務局で現時点の想定があればご説明ください。

○事務局

実証運行の内容については本日の協議会で決定をいただいたばかりのため、運輸支局と調整し手続きなどを確認していく必要があるほか、評価方法についても検討中のため、具体的な期間は現時点でお答えできませんが、地域公共交通会議で協議することで、申請に必要な期間が短くなるなど道路運送法の特例が適用されます。特例が21条に適用されるかは確認が必要ですが、ある程度柔軟に対応できるものと認識しているため、実証期間の1年間の間で評価と検討をしていく考えです。

○議長

ほかにご質問やご意見はありますか。

ないようですので、次第4「その他」については以上とします。

○議長

それでは、本日の日程は以上でございます。

以上を持ちまして、本日の府中市地域公共交通に関する運賃協議会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

以上